

第 44 期 決 算 公 告

東京都中央区築地三丁目 9 番 9 号
株式会社 J A L エービーシー
代表取締役 森本 斉

貸 借 対 照 表

(2021 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	581,499	流 動 負 債	350,542
現金及び預金	64,871	営業未払金	137,130
統括会社預け金	343,791	未払金	52,492
営業未収入金	92,997	未払費用	154,655
商 品	8,445	未払法人税等	1,936
貯 蔵 品	2,998	預 り 金	3,144
前 払 費 用	27,321	そ の 他	1,183
未 収 入 金	3,955	固 定 負 債	26
未 収 消 費 税	33,928	そ の 他	26
そ の 他	3,239	負 債 合 計	350,568
貸 倒 引 当 金	△49	(純資産の部)	
固 定 資 産	697,437	株 主 資 本	928,368
有 形 固 定 資 産	55,029	資 本 金	100,000
建 物	212,666	利 益 剰 余 金	828,368
構 築 物	14,930	利 益 準 備 金	30,000
車 両 運 搬 具	8,027	そ の 他 利 益 剰 余 金	798,368
工 具 器 具 備 品	187,257	別 途 積 立 金	1,010,000
減 価 償 却 累 計 額	△367,852	繰 越 利 益 剰 余 金	△211,631
無 形 固 定 資 産	138,142	(うち当期純損失)	(△853,298)
の れ ん	16,000	純 資 産 合 計	928,368
ソ フ ト ウ ェ ア	122,142		
投 資 等 そ の 他 の 資 産	504,265		
敷 金 及 び 差 入 保 証 金	139,638		
前 払 年 金 費 用	82,261		
長 期 前 払 費 用	4,812		
長 期 繰 延 税 金 資 産	273,952		
そ の 他	3,600		
資 産 合 計	1,278,937	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,278,937

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品及び貯蔵品
最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。
ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、耐用年数は次の通りであります。
- | | |
|-------------|-----|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
| のれん | 20年 |

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、当事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社は、主に「宅配事業」、「モバイル事業」、「役務事業」、「スーツケース事業」および「手荷物事業」を営んでおります。これらの事業から生じる収益は、顧客との契約に基づき次の通り認識しております。

① 宅配事業

主に空港発着の宅配サービスを提供しており、当該宅配の目的物である荷物の引き渡し時点で収益を認識しております。

② モバイル事業

主に国内・海外向けのWiFiおよび携帯電話機の貸出サービスを提供しており、当該サービスの提供完了時に収益を認識しております。

③ 役務事業

主に成田空港において、日本航空株式会社からの受託契約に基づく役務を提供しており、定額部分については契約期間にわたり、従量部分については当該役務の提供完了時に収益を認識しております。

④スーツケース事業

主にスーツケースの修理サービスを提供しており、当該修理完了後の引き渡し時点で収益を認識しております。

⑤手荷物事業

主に空港での手荷物預かりサービスを提供しており、当該サービスの提供完了時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

以上